

令和5年度

事業計画書

公益財団法人川崎市公園緑地協会

目 次

I	基本方針	1
II	事業運営方針	1
III	事業計画	2
	1 公益目的事業1	2
	(1) 緑化推進事業	2
	(2) 緑のボランティアセンター管理運営事業	3
	2 公益目的事業2	6
	(1) 公園緑化・利用促進事業	6
	(2) 公園緑地等の運営事業	7
	3 収益事業	8
	(1) 有料駐車場の運営	8
	(2) 売店等の運営	9
IV	組織	10
	1 協会の機関	10
	(1) 評議員・評議員会	10
	(2) 理事・理事会	10
	(3) 監事	10
	(4) 事務局	10
	2 組織図	11

I 基本方針

当法人の目的は、緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の円滑な運営をとおして市民に健全な利用の促進を図るとともに、潤いと安らぎのある街づくりを行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することです。また、目的達成のため「緑の街づくりの推進及び普及啓発に関する事業」「公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業」の2つの公益目的事業と駐車場、売店運営などの収益事業を柱に、川崎市の緑の保全と緑豊かな街づくりに取り組んでまいります。更に市民等の緑の活動支援や育成、普及啓発のためのボランティアセンターとしての機能を有する緑の拠点として当協会を位置づけ、公園緑地等の運営管理をとおして緑の普及啓発のための自主事業を展開し、緑に関する事業を推進拡充してまいります。

II 事業運営方針

1 公益目的事業の推進

(1) 緑のボランティア育成支援の充実とグリーンコミュニティの形成

協会は、今年度も緑のボランティアセンターとしての機能を発揮し、市民活動の拠点として緑のボランティアの育成及び支援の充実を図ってまいります。

緑のボランティアを対象とした各種講座・イベント等の事業も内容を充実させ、緑化推進リーダーの育成支援に努めてまいります。

また、令和6年度に予定されている全国都市緑化かわさきフェアの開催に併せて、川崎市緑の基本計画の基本施策に位置づけられている「質の高い緑ある暮らしを実現するグリーンコミュニティの形成」を目指すため、川崎市と連携を図り緑のボランティアを中心とした地域コミュニティの形成を促進し、地域の活性化と将来の地域包括ケアシステムの構築に繋げてまいります。

(2) 市民参加型自主事業の推進と緑に関わる地域連携の充実

令和6年度に予定されている全国都市緑化かわさきフェアの開催に向けた取組みが進められていることから、子どもから大人までを対象とした市民参加型の緑化推進・普及啓発・生涯学習などの各種イベント・講座等を開催し、公園緑地等の利用促進を拡充し、市民サービスの向上を図るとともに、川崎市の花と緑を守り育てる取組みを市民と協働で行うことにより、地域連携の充実と輪を広げてまいります。

2 経営基盤の安定と財源の確保

等々力緑地再編整備・運営等事業の影響を踏まえ、自主的財源確保に向けた駐車場、売店、自動販売機等の収益事業の拡充と新規開拓を図り、公益財団法人として経営基盤の安定化と財源の確保に努めてまいります。今年度も事業の簡素化や経費の効率化を図るとともに、安全・安心に利用できる施設管理の充実を心掛け、質の高い市民サービスの提供を継続してまいります。

Ⅲ 事業計画

1 公益目的事業 1（緑の街づくりの推進及び普及啓発に関する事業）

（1）緑化推進事業

①緑地保全事業

特別緑地保全地区・緑の保全地域（以下「緑の保全地域等」という。）、緑地保全協定地、保存樹林、保存生垣及び保存樹木等の管理協定を市と締結した土地所有者に対し、管理に要する費用の一部を助成

ア 緑の保全地域等 65.0ha

イ 緑地保全協定地 62.0ha

ウ 保存樹林 35ヶ所

エ 保存生垣 36ヶ所

オ 保存樹木 821本

カ まちの樹 33本

②緑化推進事業

ア 事業所緑化

- ・川崎市みどりの事業所推進協議会への活動助成、及び同協議会加入事業所における「公共のみどり」の新設と増設、維持管理等に係る費用の一部を助成

イ 生垣づくり

- ・公共性がある場所で、延長5m以上の生垣の設置、または既存のブロック塀等を撤去し生垣を新設する場合、費用の一部を助成

ウ 駐車場緑化

- ・公共性がある場所の駐車場を延長10m以上緑化する場合、樹木の助成

エ 屋上・壁面緑化

- ・市街化区域内において、建築物等の屋上・壁面を緑化する場合、費用の一部を助成

オ まちの樹診断及び治療

- ・「まちの樹」に指定された樹木について、樹木診断及び治療を行う場合、その費用の全部又は一部を助成

カ モデル地区緑化

- ・地域の緑化と住民の緑化意識の高揚を図り、花と緑のあふれる潤いのある地域づくりを推進するため協会と協定を締結した団体に対し草花等を助成

③普及啓発事業

ア 思い出記念樹

- ・ 出生、結婚等の市民の思い出記念として、市民に記念樹を贈呈

イ 花と緑の市民フェアに協賛

- #### ウ 緑化に関するパンフレットを作成、諸行事において花の種とともに配布し、緑化を啓発

エ 公園とみどりのポスター・標語コンクール（第51回）

- ・ 募集期間 令和5年6月中旬～10月中旬
- ・ 募集作品 緑化を題材としたポスター・標語
- ・ 入賞作品 優秀作品の表彰及び展示

オ 花と緑の推進活動

- ・ 花苗等を提供し、市内の緑化を効果的に進めるため、次の箇所の緑化活動を市民や企業との協働で実施
- ・ 武蔵中原駅周辺（中原区）、東名川崎インターチェンジ周辺（宮前区）、ばら苑アクセスロード（多摩区）、吹込交差点周辺（麻生区）

カ 川崎市緑化基金募金活動

- ・ 等々力緑地「花と緑の市民フェア」等で緑を守り育て、増やすことを目的に募金活動を実施

④花の街かど景観事業

ア 市役所通り花の街かど景観事業

- ・ 花壇18箇所、ハンギングバスケット42基、フラワースタンド2基の草花等の維持管理

イ 川崎駅前花の街かど景観事業

- ・ 花壇5箇所の草花等の維持管理

（2）緑のボランティアセンター管理運営事業

①わがまち花と緑のコンクール事業（第19回）

市内の優れた景観の発掘と花と緑の活動をしている人々の交流を目的に実施

- ・ 募集期間 令和5年3月10日（金）～4月14日（金）
- ・ 表彰式 令和5年6月24日（土）中原市民館

②緑のボランティア育成事業

ア 花と緑のまちづくり講座（緑化推進リーダー育成講座）

- ・ 市民による自主的な緑化活動や地域の緑化推進活動の中心となるリーダーの育成を目的に講座を開催（年6回）

- イ 里山ボランティア育成講座（かわさきの森づくり）
 - ・かわさきの森づくりと題して、保全緑地を里山として持続的に維持できる里山ボランティアの育成と基本知識について学ぶ講座を開催
実践編（年13回） 講義編（年2回）
- ウ こども自然体験教室（こども黄緑クラブ）
 - ・楽しみながら四季の自然に親しみ、川崎の緑を守り育てるこどもたちとその保護者を応援する目的で開催（年12回・大人編3回含む）
- エ 花壇ボランティア実践講座
 - ・「花と緑のまちづくり講座」修了者を対象に、花壇ボランティアのスキルアップを目的とした講座（年6回）
- オ たねダンゴ実践講座（新規）
 - ・「たねダンゴ」を活用した新たな花壇づくりを通して、身近な地域コミュニティの形成と普及啓発を目的に講座を開催（年2回・お手入れ年8回）
- ③緑のボランティア活動支援事業
 - ア 緑の活動団体等による緑化
 - ・公開性の高い場所で、年間を通じて植樹、花壇づくり、プランター等による緑化を行い、年間を通して維持管理を行う団体や下草刈等の緑地保全活動を行う団体を緑の活動団体として登録し、活動資金の一部を助成
 - イ 交流事業の実施
 - ・緑の活動団体の活動場所に訪問し、交流を図り、地域コミュニティの活性化を目的に実施（年28団体）
 - ウ 寄せ植え講習会の開催
 - ・対 象 緑の活動団体
 - ・実施期間 令和5年12月初旬を予定（2日間）
 - エ 出前講座、活動支援
 - ・緑に関するボランティア団体を対象に、各活動場所にて技術の向上や情報提供、指導、支援、助言等を実施
 - オ 緑地保全活動
 - ・かわさき里山コラボ事業（市と協定を締結し、継続的な里山保全管理を実施する企業等）への助言・指導者の派遣等
 - ・緑地保全活動への作業指導及び川崎市主催の保全管理計画の策定ワークショップ等での助言等

カ 緑の人材バンク登録者の活用

- ・市内の緑の推進を図るため、花と緑のまちづくり講座、里山ボランティア育成講座修了生の登録者を育成し、イベントの講師、花と緑の相談員、出前講座、活動支援等に活用
- ・緑の人材バンクのスキルアップを目的とした緑地保全活動等の研修を実施（年5回）

キ 情報誌の発行

- ・緑のボランティアへの情報提供、交流を目的に「緑のボランティア通信」を発行（年7回）

ク 図書、道具の貸し出し

- ・花と緑の関係図書や作業用鎌、のこぎり等の道具の貸し出し

ケ 公園緑地愛護会、公園管理運営協議会連絡会における広報活動

- ・公園緑地愛護会や公園管理運営協議会への情報提供等を実施

コ チャレンジボランティア体験学習（チャレボラ）

- ・川崎市内在住・在学の学生を対象に、夏休みの期間中、緑のボランティア等の体験学習を実施（3プログラム・計4日）

2 公益目的事業2（公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業）

（1）公園緑化・利用促進事業

①公園緑化推進事業

緑豊かな公園の緑化推進を図るため等々力緑地等を中心にボランティア等との協働により草花の植え付け等を実施

- ・実施時期 年 間
- ・実施内容 花壇づくり

②広報誌等の発行

広報誌「グリーンライフかわさき」の発行

- ・公園緑地の利用活性化及び都市緑化の普及啓発を目的に実施
- ・実施時期春・秋年2回の発行

③ホームページの発信

ホームページを活用し Web 広報を通して、協会事業の紹介及び施設・イベント等の情報をタイムリーに提供

- ・アドレス <https://www.kawasaki-green.or.jp>

④各種イベントの実施

ア 新春凧揚げ大会（第43回）

多摩川緑地を活用し、地域の子ども会連合会と連携を図り子ども達の健全な育成と緑地利用推進を目的に実施

- ・実施時期 令和6年1月
- ・実施場所 多摩川河川敷（中原区宮内地内）

イ 生田緑地ばら苑一般開放時（春・秋）のイベント・講習会

施設の利用促進と、緑化の推進を図ることを目的にバラに精通した講師を招き、バラの育て方等の講習会、来苑者が撮影した苑内のバラ写真の展示、地元中学生、地元演奏家によるコンサート、ばら苑ボランティアによる苑内ガイドツアーを実施

- ・実施時期 春・秋バラの一般開放時（土曜・日曜・祝日に実施）
- ・実施場所 生田緑地ばら苑

ウ 花育体験教室

等々力緑地内協会事務所前花壇で、花や緑に親しみ、育てる機会をとおして、やさしさや美しさ感じる気持ちを育むため、近隣保育園やこども文化センターの児童に花植え体験教室を実施

⑤協会50周年記念事業

協会設立50周年記念事業として、川崎市や協会主催の各種イベント・講座等の開催時に50周年記念グッズ等を配布し、花と緑を守り育てる取組みを市民協働で行うことにより地域連携の拡充を実施

⑥他団体への協賛事業

- ・子ども写生大会

(2) 公園緑地等の運営事業

①生田緑地ばら苑のバラ育成及び管理運営業務

- ・バラ約805種3,296株の育成管理に関する事
- ・施設内の維持管理に関する事
- ・春秋ばら苑一般開放時における施設警備及び来苑者の安全確保、案内及びサービスの向上に関する事
- ・ボランティアの指導、育成等に関する事
- ・ばら根頭癌腫病の対策に関する事

3 収益事業

(1) 有料駐車場の運営

事業内容

公園駐車場の運営（料金徴収及び管理運営）

駐車場の名称等

駐 車 場 名	面 積 (㎡)	収容台数 (台)	料 金
王禅寺ふるさと公園 駐車場	1, 8 9 1	6 2	普通車 1時間以内 300円 超過 30分毎 50円 バス 上記と同様
稲田公園駐車場	1, 0 1 8	3 2	普通車 2時間以内 400円 超過 30分毎 50円
多摩川緑地 宇奈根地区駐車場 瀬田地区駐車場 丸子橋駐車場 上平間駐車場	3, 5 0 5 6, 1 5 8 1 2, 9 3 4 5, 4 6 8	1 2 0 2 4 9 3 0 3 1 8 6	普通車1日1回500円 バス1日1回 2, 0 0 0円 (バス丸子橋のみ)
生田緑地ばら苑 臨時駐車場	1, 2 5 0	1 0 0	普通車1日1回500円
橘公園駐車場 (2ヶ所)	3 4 3 3 9 4	1 4 1 1	普通車 30分100円 (9:00~21:00) 60分100円 (21:00~9:00) 最大料金900円 (9:00~21:00) 最大料金400円 (21:00~9:00)
計 9ヶ所	3 2, 9 6 1	1, 0 7 7	

(2) 売店等の運営

事業内容

公園緑地利用者及び諸行事のための臨時売店等を運営

① 売 店

公園緑地等で開催される催物、行事等の際に出店
(ばら苑春秋開苑時等)

② 自動販売機

設置場所	台数	設置場所	台数	設置場所	台数
大 師 公 園	1	下 沼 部 公 園	1	犬蔵さくらの丘公園	1
池上新田公園	1	向河原駅前広場公園	1	土橋7丁目公園	1
江川ふれあい公園	1	等々力緑地	2	菅生緑地	1
小田7丁目公園	1	橋 公 園	4	三田第1公園	1
御 幸 公 園	3	梶ヶ谷第1公園	1	稲 田 公 園	5
夢見ヶ崎公園	6	宮崎第4公園	1	とんびいけ公園	1
塚越第4公園	1	鷺 沼 公 園	1	王禅寺ふるさと公園	3
中原平和公園	9	有馬こども公園	1	新規市内公園予定	20
平 間 公 園	1	犬蔵くすのき公園	1	合 計	70

*前年度(98)

IV 組織

1 協会の機関

(1) 評議員・評議員会

評議員会は、すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選任又は解任、理事又は監事の報酬等の額、評議員に対する報酬等の支給の基準、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認、定款の変更、残余財産の処分、基本財産の処分又は除外の承認のほか、法令又は定款で定められた事項を決議する。

(2) 理事・理事会

理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び専務理事の選定及び解職、事業計画及び収支予算の承認、事業報告及び計算書類等の承認のほか、法令や定款で定められた職務を執行する。

理事：理事会を構成し、職務を遂行する。

理事長：代表理事であり、業務を執行する。

専務理事：業務執行理事であり、理事長を補佐し、業務を分担執行する。

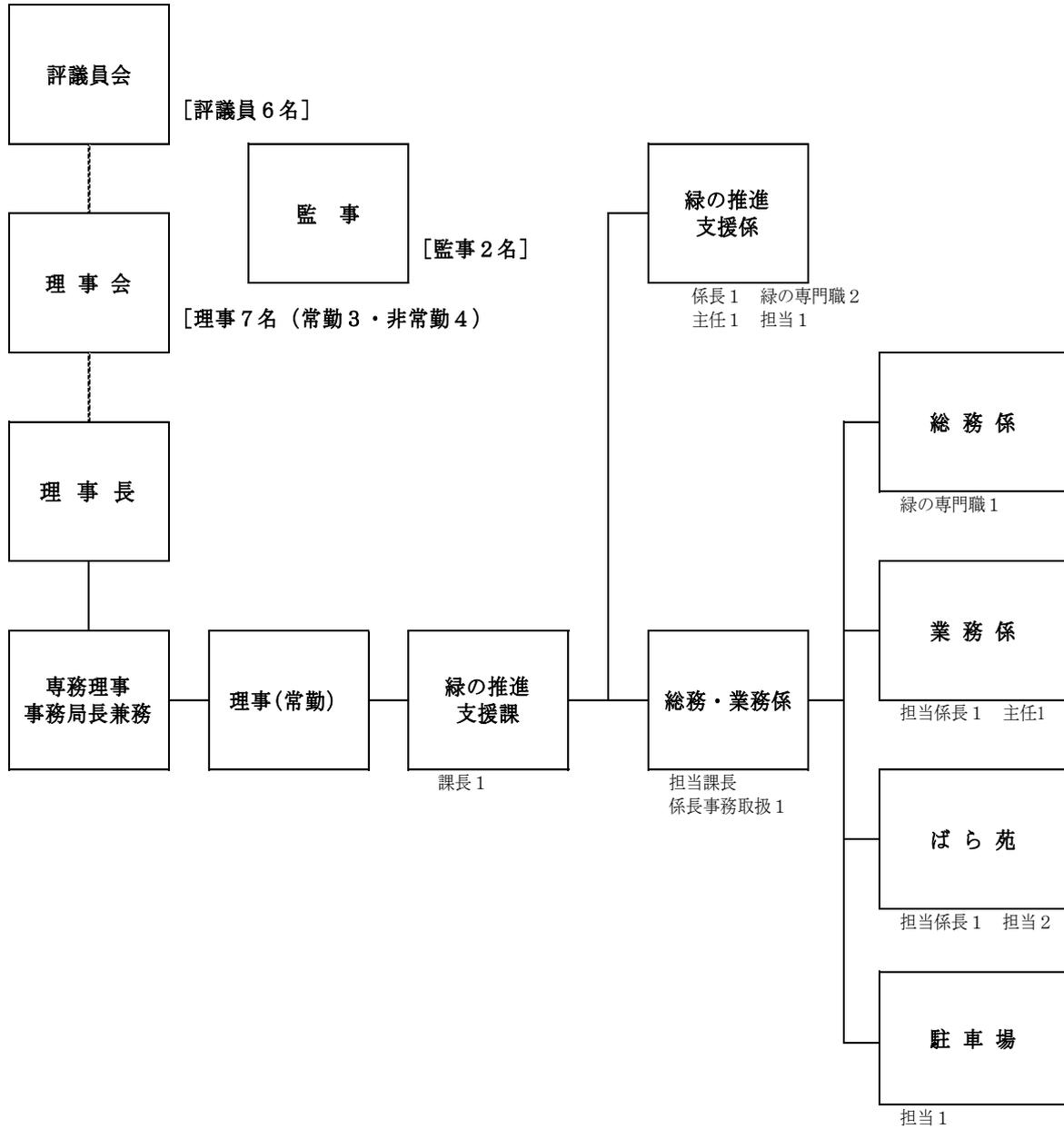
(3) 監事

協会の業務及び財産の状況、並びに理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(4) 事務局

協会の業務及び管理並びに事務全般を処理するため事務局を設置する。

協会組織図



* 役職員数 (令和 5 年 4 月 1 日現在数)

区分	常勤役員	職員	嘱託	計
合計	3	7	7	17

* 臨時職員は含まず